

小城市地方創生総合戦略有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、小城市地方創生戦略有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が選任する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 大学の代表者
- (4) 金融機関の代表者
- (5) 労働団体の代表者
- (6) 小城市副市長
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、平成27年度に選任する場合の委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会議)

第5条 会議は、市長が主催する。

2 会議は公開とする。

(庶務)

第7条 会議における庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。